

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p><実証事業選定まで> 令和7年4月11日 ～5月上旬 5月中旬</p> <p><実証事業選定後> ～令和8年1月末</p> <p>令和8年2月～3月</p> <p>公募締切 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） 事業計画書作成後、実証事業実施、事業実施報告書作成・提出 実証事業終了後経費精算・報告 →実証事業実施者へ経費支払い （精算払い。） 実証成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和7年3月3日～令和7年4月11日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、二次公募の予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	8件程度を想定しています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。但し、モニターツアーに係る経費については、同一企業の2回目以降のツアー実施のみ、モニターツアーに係る経費全体の50%を上限として支援します。また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり12百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。
5	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	どのような組織が応募主体になれるか。	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、地域振興を目的とした民間事業者や団体、協議会等の組織
6	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	民間事業者等の組織・団体・協議会の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
7	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする等の民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
8	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	申請主体である協議会等の構成員に観光地域づくり法人、金融機関等例示がありますが、これらの団体は必須でしょうか。	観光地域づくり法人（DMO）、金融機関等が構成員にいることは必須ではありませんが、公募要領に記載の通り、「広域連携DMO」など、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（登録DMO）』が構成員にいる場合は、加点対象となります。
9	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」とはどのような組織か。また、申請にあたりネットワークへの登録はいつまでに完了していなければいけないのか。	新たな国内交流市場の拡大を図ることを目的とした「第2のふるさとづくりプロジェクト」の主旨に賛同した参画団体に対し、優れた取組手法や関連省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供等を行う組織です。申請時点までにご参加をお願いいたします。詳しくは、以下をご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/network/
10	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	地方を来訪する企業側が申請主体となることは可能ですか。	可能です。ただし、受け手となる地域側の地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)等と共同で申請する場合があります。
11	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	地域に来訪する企業/組織等は事業部（部署）単位でも可能か。	可能です。ただし、商品としての販路形成や恒常的な企業受入のための体制整備に向けた検証が可能な部署である事が条件となります。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
12	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	申請主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とし、趣意書を提出いただきます。連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
13	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	実施体制における連携組織について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	地方公共団体との連携においては、趣意書の提出を求めます。その他の関係団体同士においては、書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにしましても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
14	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	趣意書の作成において、首長決裁や公印が必要になるか。	担当課長等、事業に直接かわかる部署の確認が取れていれば問題ありません。公印も不要ですので、エクセルの様式に沿って記入の上、ご提出ください。
15	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	複数自治体を横断するような計画の場合、全ての自治体からの趣意書が必要か。	地域戦略の一環として企業を誘致するモニターツアーの実施が必要となりますので、主となるモニターツアー受入地域の自治体の趣意書をご提出いただきます。
16	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「代表主体が本事業における別の申請主体の代表主体となることは認めません。」とあるが、複数の事業の連携事業者として申請をすることは可能か。	お見込みのとおりです。
17	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	体験プログラムに参加する連携企業の特定はどのレベルまで精緻にする必要がありますでしょうか。申請段階で求められる書類等は何があるか。	企業側の了解を得ていただく必要がありますが、連携に係る書類等を厳密に求めるものではありません。
18	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	他省庁等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。
19	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	対象となる企業は国内企業に限定されるものか。また企業規模に関して、想定されているものはあるのか。	必ずしも国内企業に限るものではありません。また、企業規模についても定めはありません。
20	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	企業の受入に必要な人材とはどのような人材か。	企業課題や企業ニーズを地域資源と組み合わせるソリューションを提案できる人材や提供するプログラムに関わる人材を想定しています。
21	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	公募要領に「平日の旅行需要の喚起に資する取組であることを求めます。」とあるが、実施期間中に祝日や土日が含まれても問題ないか。	実施期間中に祝日や土日が含まれていても問題はありません。
22	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊以上の来訪を創出とあるが、複数企業からの来訪は対象となるか。	対象となります。延べ人員でカウントします。複数企業からの来訪について、数が多ければ多いほど良いというわけではなく、持続可能なビジネスモデルであるか、という点についてもご留意いただき、プログラムの造成をお願いいたします。
23	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	主体企業が送り手となって自社社員を派遣することも100人泊に含まれますでしょうか	地域側が企業をコンシューマとする想定ですが、企業が申請主体である事を妨げるものではありません。地域側と組んでいただくことが前提となりますが、自社社員を派遣した場合についても100人泊の対象とすることは可能です。
24	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	100人泊以上の来訪機会創出に至らなかった場合の扱いはどうなるのか。	返金や罰則等はありません。ただし、申請時においては、「100人泊以上の来訪機会創出」を達成可能な計画としてください。未達となった場合は、その要因の分析を実施していただき、報告していただきます。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
25	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	設定した事業目標（KPI）をクリアできなかった場合の扱いは。	返金や罰則等はありません。ただし、申請時においては、設定した事業目標（KPI）を達成できるような計画としてください。なお、達成できなかった場合については、その要因の分析を実施していただき、報告していただくこととなります。
26	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	販売計画・販売戦略は、申請段階においてどのレベルで立てる必要があるか。	令和7年度末には、造成したコンテンツに関する中長期的な販売戦略を立ててもらうことを想定していますが、申請段階においては、少なくとも令和7年度の事業期間中の販売に関する方針（具体的な販路など）を定めることを求めます。ただし、申請段階における販売計画・販売戦略においても、申請時点で想定しているコンテンツの特性等を踏まえ中長期的に見て合理的と考えられる内容であることを求めます。
27	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	申請段階でプログラムができていなくても、持続可能なプラットフォーム構築を目的にして、採択後具体的なプログラムを決めることという内容で申請することは可能か。	可能です。本事業は事業期間中にプログラムを造成していただくものであり、申請段階でプログラムが出来ていなくても問題ありません。ただし、具体的なプログラムの内容や方針は審査に関わるコアの部分でもあるため、明確にさせていただく必要があります。
28	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	「経済効果」について、厳密に経済波及効果を計算する必要があるか。	経済波及効果の算出は求めません。各地域にて、地域消費額や雇用創出数など地域経済に関する目標を設定し、それについて検証をおこなうことを求めます。
29	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業の内容	事業の自走化等の持続可能性に関する取組が現時点で策定できていない場合、減点の対象となるのか。	事業期間内で事業の自走化等に関する中長期的な方針や計画を定めることとしており、事業開始時に定めていなかった場合について、減点とはなりません。なお、事業開始時に定めている場合は、加点とします。
30	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	伴走支援はどのタイミングで受けられるのか。	事業事務局において選定した伴走支援者を希望する地域においては、事前の伴走支援の予定はなく採択決定後に伴走支援者を派遣いたします。
31	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	申請主体者が独自に伴走支援者を設置した場合、支援に関わる費用は事業者負担とあるが、支援は受けられないという理解か。	当該費用はモデル実証経費として精算が可能です。ただし、伴走支援者に係る費用は事業承認後に発生したもののみ認めます。
32	Ⅱ. 募集内容等	3. 伴走支援者について	伴走支援者はどのような方が選定されているか。	事業事務局において選定した伴走支援者は、地域の関係人口の創出に関する知見や、体験商品の造成・販売に関する専門的な知見を有する者（民間の有識者・学識等）を想定しています。
33	Ⅱ. 募集内容等	5. （2）申請前の各種調整等について	必要な許認可について、申請は行うがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可が下りないといった事態とならぬ様、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
34	Ⅱ. 募集内容等	4. 実証事業に不随する業務	観光庁にて作成するアンケートとはどのようなものか。	第2のふるさとづくりプロジェクトの推進において、施策を計画する際の参考となる資料を考えています。事業採択後、内容が決まり次第お知らせします。
35	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	支援対象となる事業に「モニターツアーの実施(事業期間中、2回目以降の実施に限る。）」とあるが、モニターツアーの初回は支援対象外なのか。	そのとおりです。同一企業の2回目以降のツアーが支援対象となります。
36	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「事業期間内に同一企業が複数回地域へ来訪するモデルでは、2回目以降モニターツアーの実施に係る経費全体の最大50%を経費対象とする。」とあるが、どういう意味か。	同一企業の2回目以降のモニターツアーに係る経費は支援対象となりますが、当該モニターツアーの実施に係る経費の内50%が支援対象の上限となります。支援申請額全体の50%という意味ではありません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
37	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	対象となるモニターツアーの経費（事業期間中、同一企業の2回目以降の実施に限る。負担50%）はどの経費項目になるか。	人件費、旅費、消耗品費等、実態に合った経費項目に計上ください。なお、旅行会社等へ委託（委託費）して実施することは妨げません。
38	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	モニターツアーに係る経費に事前準備に関する費用も含まれるのか。	含まれません。
39	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	モニターツアーの実施に関わる経費全体とは具体的にはどのようなものが対象となりますでしょうか。	宿泊費、体験プログラム費、移動交通費、ガイド人件費など、当日のツアー実施・運営にかかる費用を想定しています。
41	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURLをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001585213.pdf
42	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業において体験プログラムを実施する際に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
43	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものまでになるか。	単価5万円以下で企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却対象とならないもの）を指します
44	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。
45	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	再委託費に上限はあるか。	上限はありません。ただし、自治体を除き再委託費が過大になる場合には委託内容や委託の内訳についての説明を求めることがあります。
46	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
47	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	事業期中の中間精算はあるか。	中間精算は実施せず、事業完了後の一括清算を想定しています
48	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
49	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
50	Ⅱ. 募集内容等	8. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和7年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和7年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和7年度分（令和8年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和8年1月31日までの経費を計上可能とします。
51	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている事項のうち、既に実施している他の取組や、今後予定している取組が本事業と相乗効果が大きいと判断する基準はあるのか。	明確な判断基準はありませんが、他事業により整備したものを本事業で活用する等、直接的な関連がある事業や二地域居住や多地域居住を促進するような施策等を記載されている場合は、加点対象とします。
52	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。
53	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>に記載されている「年3回以上の継続的かつ多頻度に来訪する仕組み」とは、具体的にどのようなものを想定しているか。	造成するプログラムが年3回以上来訪することを前提とする事などを想定しています。
54	Ⅲ. 事業実施者の選定	1. 選定方法	<審査における加点項目>のうち、「重点支援DMOなど、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（DMO）』が実施体制に参画していること。」について、「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」が参画する場合も加点されるか。	「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」の場合は加点しません。
55	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. ヒアリングの実施等	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないといったものではありません。
56	Ⅳ. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和8年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
57	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
58	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようなになるか、全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和8年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
59	Ⅳ. 留意点	3. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
60	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	概算払いや都度精算は対応できません。事業完了後の精算までは、事業実施者により経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。
61	IV. 留意点	5. その他	成果物の「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和8年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和7年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）	実証事業の成果物とは、公募要領「II. 募集内容等」の「4. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。
62	IV. 留意点	5. その他	都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。	地域を限定するものではありません。